

令和3年度

みよし市国民健康保険事業計画書

令和3年3月

みよし市 福祉部 保険年金課

目 次

1 計画の目的	1
2 国民健康保険事業の現状	2
(1) 国民健康保険加入者の状況	2
(2) 保険給付額の推移	3
(3) 収納率の推移	4
(4) 特定健診・特定保健指導事業	5
3 基本方針	6
4 主要事業	6
5 個別の事業計画	6
(1) 収納率の向上対策について	6
(2) 資格適用の適正化対策について	7
(3) 医療費の適正化対策について	7
(4) 保健事業の充実・強化について	8
6 その他	
(1) 赤字解消・削減について	9
(2) 組織体制の強化について	9

1 計画の目的

市町村が運営する国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、国民健康保険事業は制度的に、加入者の年齢層が被用者保険と比べ高く医療費水準が高い。また、被保険者の所得水準を他の被用者保険と比べると所得が低く保険税負担が重いといった、保険者の努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えている。その一方で、高齢化の進展や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩等により、医療費は年々増加傾向にあることから、国民健康保険事業の財政運営は極めて厳しい状況となっている。

このような状況の中、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等を目的として、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）が成立し、国の財政支援が拡充することとなった。国民健康保険制度については、平成30年度から愛知県が財政運営の責任主体となり、市町村においては住民に身近な業務として、資格管理、保険給付、保険税率の設定、賦課・徴収、保健事業など地域における細かい事業を行っている。

本計画は、国民健康保険事業の安定的な運営を確保するとともに、市民の健康の保持増進を図るため、事業運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものである。

2 国民健康保険事業の現状

(1) 国民健康保険加入者の状況

① 被保険者数は表1のとおり被用者保険の適用拡大も含め減少傾向にあるが、70歳以上の被保険者数は表2のとおり増加を続けています。

<表1 国民健康保険加入者・世帯数(年度末)>

年 度	市人口	国保加入者	加入率	市世帯数	国保世帯数	加入率
H27	60,365人	10,705人	17.7%	23,118人	6,240人	27.0%
H28	60,860人	10,288人	16.9%	23,541人	6,046人	25.7%
H29	61,070人	9,818人	16.1%	23,834人	5,831人	24.5%
H30	61,153人	9,374人	15.3%	24,141人	5,723人	23.7%
R1	61,040人	9,007人	14.8%	24,363人	5,588人	22.9%

<表2 国民健康保険加入者の内訳(年度末)>

年 度	国保加入者	内65~74歳	内70歳以上	高齢化率
H27	10,705人	4,580人	2,195人	42.8%
H28	10,288人	4,372人	2,125人	42.5%
H29	9,818人	4,249人	2,196人	43.3%
H30	9,374人	4,115人	2,287人	43.9%
R1	9,007人	4,027人	2,362人	44.7%

(2) 保険給付額の推移

被保険者数は減少傾向にあるものの、保険給付額については表3のとおり1人当たりの保険給付額が伸び続けており増加傾向にある。国民健康保険事業を安定して運営するためには1人当たりの保険給付額を抑制することが重要であり、医療費の適正化対策や保健事業の充実・強化等の施策を推進することで引き続き保険給付額の抑制に努めていく。

<表3 保険給付額と1人あたりの医療費>

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
保険給付件数	183,271件	179,792件	171,746件	166,586件	161,292件
年平均被保険者数	10,911人	10,634人	10,106人	9,629人	9,222人
1件当たり保険給付額	16,045円	16,068円	16,616円	16,284円	17,070円
1人当たり保険給付額	269,502円	271,670円	282,375円	281,724円	298,559円

(3) 収納率の推移

国民健康保険事業においては、保険給付額(歳出)を管理していくことが重要であり、必要な保険給付額に見合う財源(歳入)を確保することが取り組みの基本となる。

歳入における国民健康保険税の収納状況は、表4のとおりである。収納率の向上に向け、納税推進員による臨戸・電話催告を継続的に実施とともに休日・夜間滞納整理を実施し早期自主納付を促し収納率向上に取り組んでいる。また、納税意思を示さない滞納者に対し、税の公平・公正の原理の元、滞納処分を実施することにより徐々に収納率の上昇につながっている。しかし、国民健康保険税による財源の確保は、依然、厳しい状況である。

<表4 国民健康保険税収納率の推移>

年 度	区 分	調定額	収納額	収納率	
H27	現年度	993,519,200円	935,380,623円	94.15%	73.67%
	滞縫分	372,706,545円	71,086,289円	19.07%	
H28	現年度	983,852,900円	923,152,539円	93.83%	78.11%
	滞縫分	284,024,870円	67,162,743円	23.65%	
H29	現年度	958,838,400円	892,639,325円	93.10%	79.06%
	滞縫分	250,438,454円	63,386,602円	25.31%	
H30	現年度	958,414,200円	896,704,249円	93.56%	79.89%
	滞縫分	234,257,823円	56,075,080円	23.94%	
R1	現年度	961,605,500円	900,191,583円	93.61%	82.16%
	滞縫分	199,665,856円	53,959,596円	27.02%	

(4) 特定健診・特定保健指導事業

特定健診・特定保健指導の目的は、糖尿病等に代表される生活習慣病の早期発見と重症化予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善を指導することにより、医療費の削減につなげていくことにある。

特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、法に基づく実施計画を策定し、令和元年度の目標値を、健診受診率44%、保健指導実施率36%と設定している。令和元年度の健診受診率は41.6%、保健指導実施率も27.8%とともに目標を下回る結果になっている。

<表5：特定健診・特定保健指導の実施状況>

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診率	34.4%	37.6%	37.3%	37.9%	41.6%
保健指導実施率	16.4%	29.6%	17.2%	12.6%	27.8%

3 基本方針

令和3年度の国民健康保険事業については、計画的かつ効率的な運営を目指して、次に掲げる主要事業の積極的な促進を図るため事業計画を策定するものである。その執行にあたっては、現状を十分に把握・分析するとともに、今後の制度改革の動向等を注視しながら、関係機関、府内関係課との協議、連携を図り推進していく。

4 主要事業

令和3年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとする。

- (1) 収納率の向上対策について
- (2) 資格適用の適正化対策について
- (3) 医療費の適正化対策について
- (4) 保健事業の充実・強化について

5 個別の事業計画

(1) 収納率の向上対策について

国民健康保険においては、低所得者や年齢層の高い被保険者が多いことに対し、近年の高度医療の普及に伴う医療費の増大により、その財政運営は大変厳しいものとなっている。保険税の納期内納付を促進するとともに、滞納保険税の徴収を強化し、一層の収納率向上に取り組んでいく。

① 口座振替の推進

財源である税収確保の観点から口座振替の利用促進は重要である。令和元年度における利用率は60.45%であり、ここ3年間の利用率は横ばいである。このような状況のもと、市ホームページ・広報による啓発や納付書送付時のチラシの同封、さらに窓口や納税推進員による直接対応などにより周知・勧奨を強化し、利用率の向上を図る。

② コンビニ納付及びクレジットカード等による収納方法の拡充

納付機会を確保し、納税者の利便性向上を図るため、コンビニエンスストアでの納付体制を継続します。また、令和3年度より新たにクレジットカード・インターネットバンキングによる納付方法を導入する。

③ 納税推進員による電話・臨戸催告

滞納者に対する徴収強化を図るため、電話推進員により納付確認のとれない被保険者へ電話催促、訪問推進員による臨戸催告を継続的に実施し早期自主納付を促す。

④ 職員・納税推進員による休日・夜間滞納整理事業の実施

- ・休日滞納整理（原則：月1回）
- ・夜間滞納整理（原則：月2回）

⑤ 滞納処分

納税意思を示さない滞納者に対し、税の公平・公正の原理の元、滞納処分を実施する。

(2) 資格適用の適正化対策について

国民健康保険事業を運営する上で基本的事項であり、事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握や早期適用等の資格の適正化に取り組んでいく。

① 未適用者の実態把握

未適用者の防止を図るため、国民年金被保険者情報を活用し、未適用者の把握に努めるとともに、加入・喪失の届出勧奨を促進する。

② 未申告者への指導

適正な賦課・徴収を確保するため、税務課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底する。

③ 居所不明被保険者の調査

資格の適正化を図るため、保険証等の返戻分については、みよし市国民健康保険被保険者資格の喪失確認に関する事務処理要綱に基づき、近隣住民からの聴取等の現地調査を行うとともに、台帳を整理し、市民課へ住民登録の実態調査の依頼を行っていく。

(3) 医療費の適正化対策について

被保険者の高齢化、医療の高度化等により医療費が増加する中で、国民健康保険財政の健全化・安定化を図るため、医療の実態を把握・点検し、医療費の適正な支出と抑制に取り組んでいく。

① レセプト点検の充実・強化

医療費の適正化と抑制を図るため、レセプト点検員を配置し、レセプトの資格や内容を点検・審査し、保険者負担額の適正化に努めるとともに、

レセプト点検研修会等に積極的に参加し、レセプト点検員の業務の技術向上、充実強化に努める。

② 医療費適正化対策の推進

ア 第三者行為の適切な求償を行うため、レセプトの傷病名から第三者行為と疑われるものの調査を徹底し、第三者行為の把握に努める。

イ 医療費の適正化を図るため、資格を遡及して喪失した場合の医療費などの返還請求を徹底する。

ウ 医療費通知の実施

医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を図るため、年6回医療費の通知を実施する。

エ ジェネリック医薬品の利用促進

被保険者負担の軽減、医療費の抑制を図るため、ジェネリック差額通知の実施などジェネリック医薬品の利用を促進する。

(4) 保健事業の充実・強化について

被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図るため、特定健診・特定保健指導を活用し被保険者の健康づくり（発症予防）や疾病の早期発見による重症化予防など、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な保健事業に取り組んでいく。

① 特定健診・特定保健指導

特定健診・特定保健指導の目的は、糖尿病等に代表される生活習慣病の早期発見と重症化予防ために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群に生活習慣の改善を指導するものである。

「みよし市第3期特定健康診査等実施計画」に基づき実施し、受診率48%を目標に実施していく。

② 特定健診未受診者対策事業

みよし市国民健康保険の令和元年度の特定健康診査の受診率は41.6%であり、令和5年度の受診率目標である60%とのかい離は大きい。目標達成のため、健診データ等を分析、活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図る。

④ 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症による透析導入を遅らせる取り組みとして、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者（人工透析導入前段階の者）に対して、対象者へ個別に応じた栄養指導や医療機関等と連携した保健指導を実施していく。

⑤ 糖尿病性腎症重症化予防フォローアップ事業

糖尿病性腎症重症化予防事業を通じて習得したセルフマネジメントを日々の習慣として継続して取り組んでもらえるよう、当該事業修了者に対し、専門職（看護師・管理栄養士）による支援（フォロー）を行う。

⑥ 受診行動適正化事業

重複受診・頻回受診・重複服薬は、医療費の増大のみならず、薬剤の副作用の発現などによる健康被害を引き起こす可能性がある。

レセプト点検や、国民健康保険連合会から提供される多受診者一覧表等のデータ等から対象者を抽出し分析を行う。専門職（保健師）より対象者の方へ、はがき及び電話にて連絡のうえ、受診・服薬習慣や生活習慣を振り返るために対面指導により被保険者へ疾病予防に関する情報提供を行う。

6 その他

(1) 赤字解消・削減について

本市は、これまで收支を可能な限り改善するよう歳入の確保と歳出の抑制に努めてきましたが、収支不足分（赤字補填分）を一般会計からの法定外繰入により対応している状況です。

平成30年度からは都道府県が国民健康保険事業の財政責任主体となったことに伴い、愛知県は市町村が県に納付すべき国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、それを賄うために必要な標準保険料（税）率を市町村へ提示しています。本市においては、県が提示した標準保険料（税）率よりも低い税率で国民健康保険税を算定しているため、恒常的に赤字が発生する状況となっている。

本市では、急激な負担の増加を避けつつ国民健康保険事業の赤字を解消するため、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに段階的な国民健康保険税の税率改定を検討していく。

(2) 組織体制の強化について

国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、現状を十分に把握・分析し、迅速で効果的な対策を講じることのできる組織体制の強化に取り組んでいく。

① 計画推進へ向けた体制強化

今後とも、健康推進課と保険年金課の連携を密にし、効果的な事業運営が図られるよう、関係部・課との協力体制等、組織体制の強化に努める。

② 人材育成の推進

職員の資質、能力の向上を図るため、県、国保連合会、西三河事務担当者会議等が主催する研修会、事務説明会等へ積極的に参加する。

③ 関係団体との連携強化

「社会保障・税一体改革」等の国の動向を注視しながら、国民健康保険制度に関する改善要望などについて、国保連合会、関係団体等との協議、連携を図っていく。